

修学上の心得

本校の教育方針を心におき、校則、心得に基づいた自主的な行動をする。
生活は、明るく、正しく、睦まじくの篤敬三宝を基本として、次の事項を守ること。

第1条 建学の理念の体得と、実践

- 1 仏教の御教えの中に、人として実践すべき道を探し求め、人格の向上に努める。
- 2 勉学に励み、知識を磨き、技能の修得に精進する。
- 3 健康と体力の増進に留意し、有用な人材となるよう努める。

第2条 修学の態度

- 1 互いに敬い、助け合いながら、正しい言葉遣いと礼儀をもって生活する。
- 2 常に信条と六省の心を培い、実践する。
- 3 大自然の全てに対し、愛を以て接する。
- 4 清潔、質素を旨とする。
- 5 感謝、報恩の心と態度を忘れないようにする。

第3条 校内生活・校外生活

- 1 常に身分証明書を携帯する。
- 2 無断で欠席・早退・遅刻をしない。
- 3 集団生活における自己を認識するとともに、他人に迷惑をかけない。
- 4 学校及び他の生徒の名誉と品位を汚さない。
- 5 男女交際は節度を守る。
- 6 禁止された場所に出入りしない。
- 7 校舎校具を大切に使う。
- 8 所持品には必ず記名し、学習に不必要な物品を学校に持参しない。
- 9 金銭、物品の貸借を慎む。
- 10 試験は厳正な心構え及び態度で受ける。
- 11 生徒の集会会合はすべて届け出て許可を受ける。
- 12 旅行外泊などは保護者連署のうえ届け出て、許可を受ける。
- 13 アルバイトを行うときは、高校生にふさわしい仕事を選び、届け出て許可を受ける。

第4条 服装・身だしなみ

- 1 制服は規定のものを着用する。
- 2 常に端正、清潔に心がける。
- 3 異装の必要があるときには、届け出て許可を受ける。
- 4 化粧はしない。

第5条 通 学

- 1 登校、下校時は交通法規を遵守する。
- 2 電車、バス等の公共の交通機関を利用する者は、乗車マナーを守り、他人への迷惑となる行為をしない。
- 3 始業10分前に到着できるように登校する。
- 4 自転車通学を希望する時は、許可を受ける。
- 5 生徒が住所を変更した時は、直ちに保護者から届け出る。

第6条 諸 届

- 1 事故はすべて届け出る。
- 2 欠席・欠課・遅刻・早退・忌引をした時は、保護者又は保証人連署のうえ、所定の届け出書により学校長宛に届け出て承認を受ける。但し、病気欠席7日以上になる時は医師の診断書を添付する。
- 3 授業料、その他の学校納入金を滞納する時は、保護者連署のうえ届け出る。
- 4 遅刻をした時は、直ちに職員室の学年教師に事由を申し出て、指示を受ける。(電車・バスの延着の場合は遅刻の扱いをしない場合がある)
- 5 登校後、事故により外出、あるいは早退しようとする時は、学級担任の許可を受ける。
- 6 家庭に感染症が生じた時は登校を控え、その旨を届け出て学校の指示を受ける。
- 7 芸能活動及びそれに類する行為をする場合は必ず届け出て許可を受ける。

第7条 特別指導

本校生徒として好ましくない行為があった時は、学則第34条、35条及び別に定める特別指導規定により、相応の指導を受けます。

第8条 授 業

- 1 始業チャイムまでに定席へ着席し、教師の入室を待つ。
- 2 授業の始めと終わりに、一斉に起立をして挨拶を行う。
- 3 授業中は私語を慎み、姿勢を正して、専心学業に精励する。
- 4 教師の許可を得ずに席を離れない。
- 5 授業中に退席しようとする時は、事由を述べて教師の許可を受ける。
- 6 授業に必要な教科書等の用具は、必ず持参し修学に支障のないようにする。

第9条 当番・日直

- 1 学校及び教師の指示をクラスへ伝達し任務にあたる。
- 2 教室内外の整理、整頓、清潔に留意し、学校生活のための環境を整える。
- 3 学校日誌を記入する。
- 4 掃除は共同して丁寧に行い、終了後は教師の確認を受ける。

第10条 その他

- 1 授業料等の納入金は、納入日(毎月5日)を誤ることなく納入する。
- 2 成績通知表等、学校より交付伝達されるものは、遅延なく保護者又は保証人への差し出し、必要ある場合は署名・捺印する。
- 3 来校者に対して、敬意を込めた挨拶を行う。
- 4 校教具、備品等を使用する時は、必ず係に許可を受ける。
- 5 集会又は他校生徒等の外部の者を校内に招く時は、所定の書式により係に届け出て許可を受ける。
- 6 必要以外の金銭、貴重品は学校へ持参しない。
- 7 下校時間は、毎日午後4時50分までとする。それ以降学校に留まる場合は担任の許可を受ける。課外授業や部活動に参加する生徒の下校時間は別に定める。
- 8 通学の許可を受けた自転車は、必ず所定の位置にステッカーを貼り、駐輪時は鍵をかける。
- 9 拾得物、紛失物及び盗難があった場合は、係の教師に遅滞なく届け、指示を受ける。
- 10 校内に掲示するものは、学校長の許可を受ける。
- 11 無断で火気を取り扱いしない。